

沿岸広域振興局長告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和8年9月8日

沿岸広域振興局長 村 上 聡

1（1）路線名 水海大渡線

（2）供用開始の区間 釜石市大字釜石第7地割59番4地先から59番15地先まで

（3）供用開始の期日 令和8年9月8日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 令和8年9月8日から同年10月7日まで

2（1）路線名 桜峠平田線

（2）供用開始の区間 釜石市大字平田第6地割87番6地先から95番162地先まで

（3）供用開始の期日 令和8年9月8日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 令和8年9月8日から同年10月7日まで